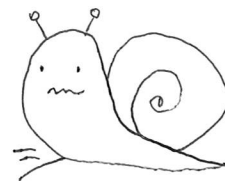


添付資料はなぜ必要か!?



いつもお世話になり ありがとうございます。

梅雨入りを迎え天候も一向に安定しませんか、皆様お身体お変わりありませんでしょうか。

さて、平素より 顧問先の皆様には 様々な労務資料のご準備をお願いしております。

いつも
ありがとう
ございませう ☆

その際、同じ手続きでも 内容により 行政に提出する資料が追加されることがあります。それにはやはり 相応の理由がありまして…。

例えば、社会保険の随時改定にあたり『月額変更届』。

大幅な
改定

「5等級以上の変動があった場合」のみ、添付資料が必要となります。

こちらは“消えた年金”ならぬ“消された年金”問題により、提出が追加された資料になります。

年金事務所が 保険料回収率をあげるため (等級をへらし、保険料を上げて 回収すべき額をへらしてしまう)

また事業主が 事業主負担分の 社会保険料を 抑えるため、

虚偽の届出をすることによって、被保険者が将来受け取るべき年金額を減らしてしまうという “消された年金” 問題が平成20年に発覚しました。

そのため、これからはきちんとお上も確認するぞ! ということで

添付が必要となったのです。(私も理由を先日知りました。お詫言います。)

行政までもが 偽造するとは… 保険料の回収のルールなどもあるが

しれませんが上司から指示されて行うとなれば 大変ストレスなお仕事

ですね… 職員のみなさん、がんばって!!

そんなこんなで ご負担強いてしまうこともあります、何卒ご協力をお願い致します (≧≦)

メールマガジン配信希望の方は下記のメールアドレスまでご連絡くださいませ。